平成27年5月28日判決言渡

平成27年(ネ)第10053号 追加判決請求事件

判

原 株式会社イー・ピー・ルーム

被告

代表者法務大臣

主

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

## 第1 請求の趣旨及び原因

別紙「訴状」写し(以下「本件訴状」という。)のとおりである。

## 第2 当裁判所の判断

- 1 本件は、原告が、当庁平成20年(ネ)第10067号事件(以下「前訴」という。)について当庁が平成20年11月26日にした判決(本件訴状の別紙1。以下「本件判決」という。)には裁判の脱漏があると主張して、本件訴状の「請求の趣旨」第1項記載の追加判決を求めるものである。
- 2 そこで、検討するに、裁判の脱漏とは、裁判所が請求の一部について裁判を しなかったことをいい、裁判所が裁判を脱漏したときは、その残された一部分は、 なおその裁判所に係属していることになるから(民事訴訟法258条1項)、裁判の

脱漏を主張する者は、当該裁判が当該裁判所に係属していることを前提として、当該裁判所に追加判決の申立てをすればよく、「訴状」を提出して、新たに民事訴訟の形式により追加判決を求めることは許されない。

しかも、原告は、前訴の被控訴人(第1審被告)であった住石マテリアルズ株式会社(旧商号 住友石炭鉱業株式会社)を相手方として前訴の追加判決の申立てをするのではなく、本件訴状記載のとおり、「国を被告として本訴請求の趣旨のとおりの裁判」を求めるというのであるから、全く新たな民事訴訟を提起して「追加判決」を求めるものであることが明らかである。

このような形式の訴訟は、民事訴訟上認められた適法な手続でなく、およそ不適 法な訴えであって、その不備を補正することができないから、民事訴訟法140条 に基づき、口頭弁論を経ないで本件訴えを却下することとする。

よって, 主文のとおり判決する。

知的財產高等裁判所第2部

裁判長裁判官					
	清	水		節	
裁判官					
	中	村		恭	
裁判官					
	中	武	由	紀	

(別紙)

省 略